****申込みから入所までの流れ(町内保育所等)****

第1次申込みの受付締め切り:令和7年11月28日(金)

- ・原則、年度途中の転園はできませんので、事前の施設見学をオススメします。
- 全ての必要書類をそろえて、各庁舎の総合窓口または子育て福祉課へ提出してください。



第1次 入所選考・利用調整

第1次 利用調整・入所選考結果

内定通知【2月上旬】※1

入所内定の場合



入所保留の場合

◇町より「内定通知書」を送付します。

• 施設より面談について連絡があります。

◇申込み書裏面の**待機する意思「無」選択の場合** 町より「入所不承諾通知書」を送付します。

- ◇申込み書裏面の**待機する意思「有」選択の場合** 町より「入所保留通知書」を送付します。
- 希望園の変更や追加については再度申込み書のご提出が必要です。

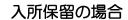


第2次申込みの受付 締め切り:令和8年2月3日(火)

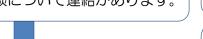
第2次利用調整・入所選考結果

内定通知【3月上旬】

入所内定の場合



- ◇町より「内定通知書」を送付します。
- •施設より面談について連絡があります。
- ◇申込み書裏面の**待機する意思「無」選択の場合** 町より「入所不承諾通知書」を送付します。



- ◇申込み書裏面の**待機する意思「有」選択の場合** 町より「入所保留通知書」を送付します(第 1 次 保留通知者を除く)。
- ・6 月以降も継続して入所調整 (年度末まで) ※2

面談・入所準備の説明

施設からの利用説明があり、契約となります。



◇利用辞退があった場合は随時入所調整を行います。

入所、保育料の通知

◇町より「入所承諾書」「保育料決定通知書」「支給認定証」を送付します。

- ※1 町外保育所等を優先して希望している場合、入所の可否は施設が所在する市町村が行いますので、町内施設の内定通知より遅れる場合があります。
- ※2 6月以降の調整結果のご連絡は、中途で入所可能となり、内定した場合のみ行います。
- ※3 入所内定後でも、入所の前に転出された場合は、その内定を取り消す場合があります。また、入 所後に転出された場合、年度末までのお預かりとなる場合があります。
- ※4 町外居住者の方については、第2次利用調整後に結果をお知らせいたします。